

第 21 期第 2 回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和 3 年 3 月 17 日

山口県内水面漁場管理委員会

第21期第2回山口県内水面漁場管理委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和3年3月17日(水) 午前10時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県内水面漁場管理委員会会長 酒井 治己
- 4 開催通知を
発した日 令和3年3月10日(水)
- 5 通知した議題
第1号議案 コイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示について(委員会指示更新)
- 6 出席者
(委員:9名)
岩本 憲慈、米村 義信、村田 初、吉岡 貞範、板垣 幸男、酒井 治己、品川 石和、山本 美子、渡邊 毅
(県及び事務局)
農林水産部水産振興課 課長 中村 圭吾
漁業調整取締班 主査 松永 善文
主査 勢登 章司
主任 伊藤 憲彦
生産振興班 主任 植木 陽介
下関水産振興局 主査 魚津 勝
岩国・柳井・周南農林水産事務所 主査 宮内 聡
山口・美祢農林水産事務所 主査 天社 博之
長門・萩農林水産事務所 主査 井上 存夫
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長 澁谷 賢司
書記 藤濱 朋哉
- 7 付議事項及び審議結果
第1号議案 コイヘルペスウイルス病まん延防止に関する委員会指示について(委員会指示更新)
⇒ 原案のとおり委員会指示を発出することとされた。
- 8 傍聴人 なし

9 審議の概要

澁谷事務局長 定刻となりましたので、ただ今から第21期第2回山口県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員定数の10名のうち、9名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、委員会が成立しておりますことを報告いたします。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いいたします。

酒井会長 年度末のお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日の議題は1件、コイヘルペスの委員会指示に関する議題ということですので、皆様の慎重なご審議をお願いして、簡単ではありますがご挨拶に替えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

澁谷事務局長 ありがとうございます。それでは酒井会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

酒井会長 はい。では、まず議事に先立ちまして議事録署名人を指名したいと思います。今回は板垣委員と品川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが第1号議案「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。

藤濱書記 おはようございます。事務局の藤濱です。座って説明させていただきます。お手元の委員会資料1ページをお開きください。山口県農林水産部長から当委員会会長あてに依頼がなされております。内容説明については水産振興課からお願いします。

植木主任 水産振興課生産振興班の植木と申します。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。それでは資料の2ページをお開きください。

(以下、資料に沿って説明)

今年の3月31日で委員会指示の有効期間が満了するということがございまして、引き続き委員会指示の更新をお願いしたいと思っております。つきましては、審議についてよろしくお願いいたします。以上になります。

酒井会長 はい。ただいま説明がありましたが、どなたかご意見・ご質問等はありませんでしょうか。幸い今年度は出ていないということですが、まだまだ委員会指示を更新するということです。

(質疑なし)

酒井会長 よろしいですかね。では、ご意見がなければ委員会指示を発出するという事でよろしいですか。

委員一同 はい。

酒井会長 全員異議なしということで、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

以上で本日の議題は終了です。他に何かございませんかね。

はい、どうぞ。

勢登主査 10分で終わってしまいましたので、話題提供ということで、皆様に海面の方なんですけれども新制度のご紹介をさせていただきたいと思いません。漁業法改正で密漁対策の強化ということで、あわびとなまこは海面の漁業者さん以外は捕ってはダメだという風になったと、これに違反すると3年3000万みたいな非常に大きな罰則が設けられたというところだったんですが、また第2弾の制度が重なるようになってきました。先般、法律が国会で通ったんですけれども、特定水産動植物等の流通の適正化に関する法律というものができました。これはですね、あわびとなまこについて、生産者、なまこ等を捕る漁業者ですね、それからそれを取り扱う業者さんは届け出をしないといけないということになりました。ですから、届け出をされていない方が捕ったりとか、届け出をされていない業者さんが取り扱ったりすると、それはいわゆる闇物になってしまう、というものでございます。施行はまだまだ先になるのですが、海の方ではそういう状況になっておりますので、一応ご報告させていただきます。

関連するパンフレットもありますので、手前どもの方に行ってください、お帰りの際にお渡しできますので、よろしく願いいたします。

酒井会長 ありがとうございます。これはなまこというのは全てのなまこ？確か最初は食用・食用でないに関わらずということでしたけれども。

勢登主査 この法律ができたばかりで、国と県で新しい制度の運用について話をしているのですが、今のところ想定されるのは“流通の適正化”なので、県内で言うとマナマコ、赤・青・黒が基本になると思います。

酒井会長 ただいまのご説明ですけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

酒井会長 よろしいですかね。

委員一同 はい。

酒井会長 では、情報提供ということでいただきました。他に、特になければ、本日の委員会を終了したいと思います。慎重なご審議ありがとうございました。

(10 : 14 終了)

上記のとおり第 21 期第 2 回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員 2 名が署名押印した。

令和 3 年 3 月 17 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人